

第40号議案

春日市西野球場の区域外設置に関する協議事項の一部を変更する協議について

上記について、別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、春日市が那珂川町の区域内にわたって春日市西野球場を設置することに関する協議事項の一部を変更することについて那珂川町と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により市議会の議決を求めるものである。

春日市西野球場の区域外設置に関する協議事項の一部を変更する協議について

春日市西野球場の区域外設置に関する協議事項の一部を変更することについて、次のとおり那珂川町と協議する。

協議事項前文中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

協議事項第1中「那珂川町中原東1丁目555番地1」を「那珂川市中原東1丁目555番地1」に改める。

協議事項第3中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

この協議による変更後の協議事項は、平成30年10月1日から適用する。